

学術協定

国立大学法人信州大学経法学部（以下、「甲」という）と関東信越税理士会長野県支部連合会（以下、「乙」という）は、平成 27 年 3 月 3 日付け「学術協定」（甲と乙の間で締結・令和 2 年 3 月 31 日実施期間終了）及び平成 30 年 3 月 12 日付け「覚書」（国立大学法人信州大学と日本税理士会連合会の間で締結・令和 3 年 3 月 31 日実施期間終了）を踏まえて、次のとおり協定を締結する。

- 1 甲と乙は、甲における教育・研究の充実と学生の資質の向上を図り、相互の交流を促進し、もって学術及び法律実務の進展並びに基本的人権を尊重した公正で自由な社会の構築に寄与するため、甲のカリキュラムの編成実施、教員の派遣、運営及び調査研究等、並びに、関連機関との協議調整等について、誠実に連携・協議する。
- 2 この協定は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間を通して実施する。
- 3 本協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別に定める。

この協定書は 2 通作成し、甲と乙が押印の上、各自 1 通を所持する。

令和 3 年 3 月 2 2 日

長野県松本市旭 3-1-1

(甲) 国立大学法人信州大学経法学部長

山 沖 義 和



長野県松本市大字島立 926-2

(乙) 関東信越税理士会長野県支部連合会長

上 條 光 信

